

平成 24 年 11 月 20 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指 定 年月日	指定更新年月日
グループホームかみさと	埼玉県児玉郡上里町大字七本木 291 番地 1	有限会社 かみさと介護ステーション	9 名 (※)	平成 18 年 10 月 12 日	平成 24 年 10 月 12 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 10 月 11 日)

※ 利用定員のうち練馬区被保険者は 1 名のみ。

2 区外事業者の指定の考え方

(1) 利用の原則

法第 78 条の 2 および第 115 条の 12 の規定により、練馬区の介護保険被保険者（以下「被保険者という。」）は練馬区内に所在する事業所（以下「区内の事業所」という。）に限り利用できる。ただし、練馬区内に所在する認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の利用（入居）にあたっては、被保険者となった日から 3 か月以上経過していること（被保険者の家族等が練馬区に居住している場合にはこの限りではない。）を要するものとする。

(2) 利用の特例

ただし、利用の特例として被保険者の認知症の症状が進み、緊急措置的に区外のグループホームに入居せざる得ない場合であって、次の要件を全て満たした場合に利用（入居）することができる。

- ① 在宅での生活が困難な状況にある。
- ② 被保険者やその家族等に身体、生命等に危険がおよぶ緊急かつやむを得ない状況がある。
- ③ 関係者（介護保険課、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、被保険者、

介護支援専門員等)で協議の上、区外のグループホームの入居が必要と判断されている。

(3) 具体的な利用方法

- ① 利用(入居)を希望する被保険者またはその家族や担当ケアマネジャー等が、練馬区に区外事業所の利用(入居)について相談
- ② 練馬区でその利用(入居)の要件にあたるか確認
- ③ 区外事業所が所在する区市町村がその利用(入居)について同意
- ④ 区外事業者は練馬区へ指定申請
- ⑤ 練馬区地域密着型サービス事業者として指定
- ⑥ 当該事業所の利用(入居)開始